

# 盛土規制法に基づく規制の開始について

## 背景

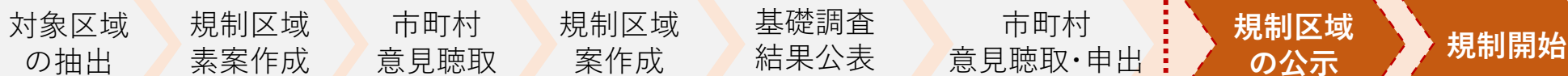
- 令和3年7月3日 静岡県熱海市で土石流災害発生
- 令和5年1月1日 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 施行
- 令和5年5月26日 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法） 施行

令和7年（2025年）2月5日  
建設部 都市・まちづくり課 都市計画係 今吉、三宅  
電話：026-235-7297（直通）  
026-232-0111（代表）内線3358  
FAX：026-252-7315  
E-mail:toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

## 長野県の実施

### ■ 基礎調査の実施

✓ 令和5年度から規制区域を指定するための基礎調査に着手



※ パブリックコメント実施

### ■ 規制区域指定の方針

#### 宅地造成等工事規制区域

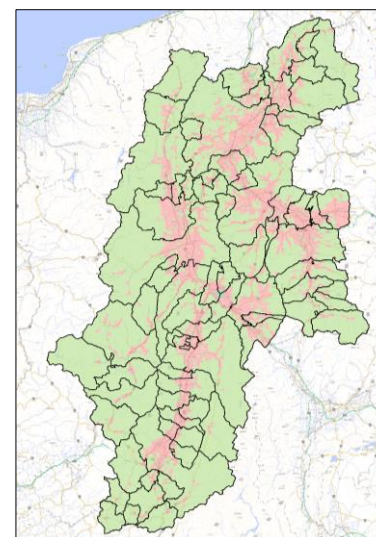
- 都市計画区域のうち「市街化区域」「用途地域」
- 集落の区域（50戸以上の人家等が50m以内で連たんする区域）

#### 特定盛土等規制区域

- 宅地造成等工事規制区域を除く県内全域

区域指定予定日

令和7年5月26日



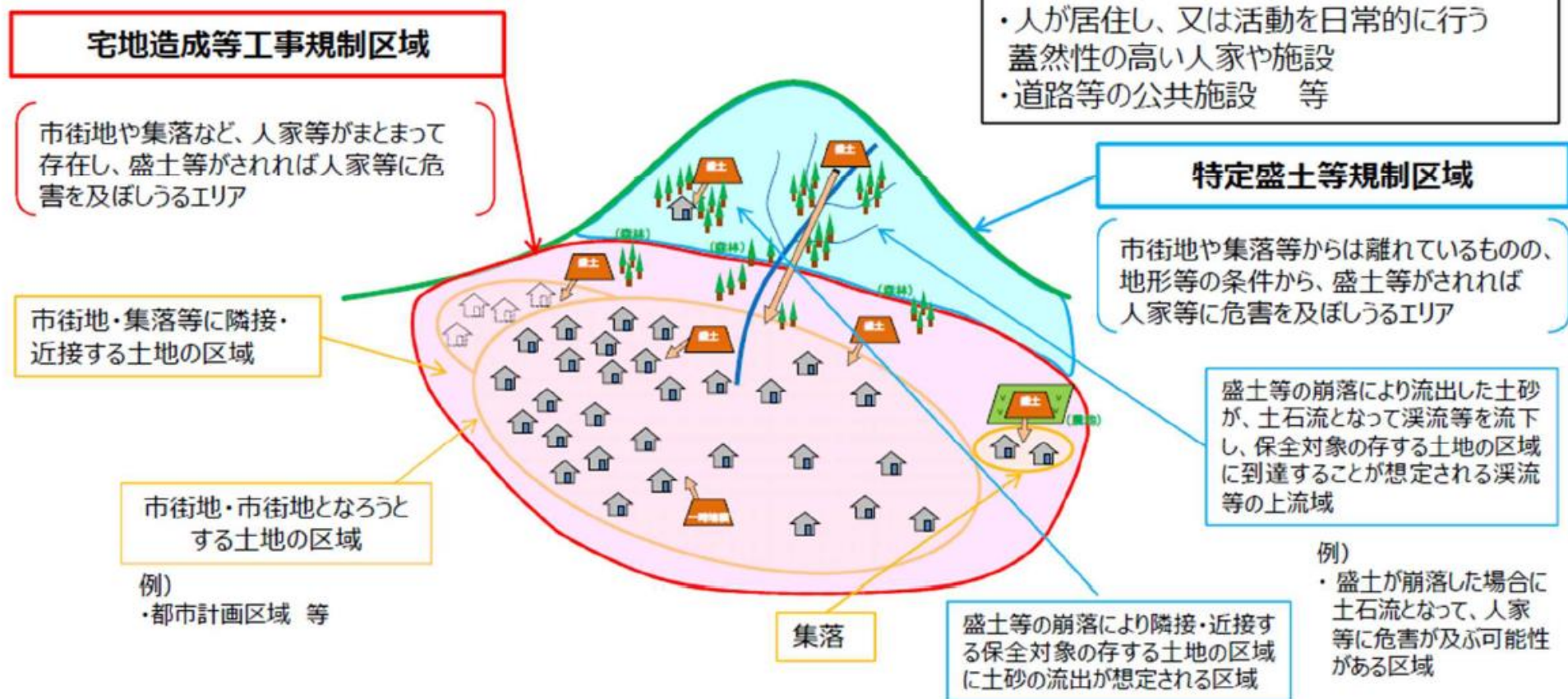
宅地造成等工事規制区域（案）  
特定盛土等規制区域（案）

※ 長野市・松本市は  
中核市のため独自に指定

## ■ 規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

### <宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



## <土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く) (注)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

(注) 盛土等を行う前後の地盤面の高さの差が**30cmを超えるもの**

## <一時的な土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

### ◆ 工事に付随して行われる土砂の一時堆積の扱い（=現場内又は付近への土砂の仮置き）

✓ 工事と一体的に安全管理がされることから規制の対象外となる。

### 《 盛土条例と盛土規制法の比較 》

	盛土条例	宅地造成及び特定盛土等規制法		
規制区域	県内全域が対象	県内全域が対象		
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ<b>5m</b>以上</li> <li>面積<b>3,000㎡</b>以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖を生ずる場合（盛土<b>1m超</b>、切土<b>2m超</b>、切盛<b>2m超</b>）</li> <li>盛土<b>2m超</b></li> <li>盛土または切土の面積<b>500㎡超</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖を生ずる場合（盛土<b>2m超</b>、切土<b>5m超</b>、切盛<b>5m超</b>）</li> <li>盛土<b>5m超</b></li> <li>盛土または切土の面積<b>3,000㎡超</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※許可規模未満でも<b>届出制度有り</b></li> </ul>

## ■ 公共施設の整備工事の取扱い

### 1 国または地方公共団体（県・長野市・松本市）が行う盛土の取扱い

- ✓ 許可の特例として、「許可」ではなく知事との「協議」が成立することにより、許可とみなされる。
- ✓ 技術基準は、通常の「許可」と同様の技術基準が適用

### 2 道路などの公共施設整備で行われる盛土の扱い（＝公共施設用地の盛土）

- ✓ 道路、公園、河川その他政令で定める公共施設の用に供される土地における盛土は規制対象外

政令	政令で定める公共の用に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設<u>その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの</u></li> <li>● <u>国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの</u></li> </ul>
省令	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	国または地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	● 学校、運動場、緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

### 3 発生する建設残土の扱い（＝公共施設用地と別の場所への盛土）

- ✓ 発生した残土を公共施設用地と別の土地に盛土をする場合は、盛土規制法の対象となる。